解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十二月二十二日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月七日

東京都東村山市本町一丁目一六番地五
東村山市廻田町一丁目土地区画整理組合
代表清算人　大久保利秀

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十二月十五日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月七日

静岡県袋井市新屋一丁目一番地の一
袋井市上山梨第三土地区画整理組合
清算人代表　山下　孝吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区川沿一条六丁目三番、最後の住所札幌市南区川沿一条六丁目三番二七号
被相続人　亡　鶴川　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月七日

事務所札幌市中央区大通西一二丁目あおいいニッセイ同和損保札幌大通ビル八階弁護士法人谷口晃太朗法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上村真太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市成井四四三番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齋藤　彰徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月七日

茨城県古河市中央町一丁目一〇番三〇号
弁護士法人古河法律事務所
相続財産管理人　弁護士　立石　有作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿六丁目九番、最後の住所茨城県つくば市城山二四番地一四
被相続人　亡　杉田真佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月七日

茨城県土浦市中央一―一三―三大国亀城公園ハイツ一〇一高田知己法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大和田　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市緑区神の倉一丁目八八番地、最後の住所埼玉県春日部市大畑八四八番地六井上コーポI二〇一号
被相続人　亡　市原　公栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月七日

事務所埼玉県越谷市東越谷九丁目五三番地
越谷司法ビル一〇四号室
相続財産管理人　弁護士　柳　隆彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市曲田五六番地一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　堀川　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月七日

埼玉県熊谷市筑波二―二〇木村ビル三階
相続財産管理人　弁護士　自在　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市堀西一〇〇三番地、最後の住所神奈川県秦野市堀西一〇〇三番地
被相続人　亡　山口　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月七日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル
相続財産管理人　弁護士　村松　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市下和田一一八八番地、最後の住所神奈川県大和市福田七四番地　福田の里
被相続人　亡　保田　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月七日

横浜市中区住吉町一丁目一四番地第一総業ビル七階　永井・天野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永井　嵩朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県榛原郡川根本町地名四七一番地、最後の住所静岡県榛原郡川根本町地名四七一番地
被相続人　亡　栗原　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月七日

事務所静岡市葵区常磐町二丁目六番地の八トーカイビル四階
相続財産管理人　弁護士　櫻井　誠人

第７期決算公告

平成30年２月７日
東京都渋谷区神宮前一丁目４番20号
株式会社１丁目ほりい事務所
代表取締役　堀井　啓祐
貸借対照表の要旨（平成29年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,215
	固定資産	16
	資産合計	17,231
負債及び純資産の部	流動負債	723
	負債合計	723
	株主資本	16,508
	資本金	8,000
	利益剰余金	8,508
	その他利益剰余金	8,508
	（うち当期純利益）	(607)
	純資産合計	16,508
	負債・純資産合計	17,231

第32期決算公告

平成30年２月７日
東京都中央区八丁堀三丁目14番４号藤ビル６階
アブコ株式会社
代表取締役　中村　貴治
貸借対照表の要旨（平成29年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	155
	固定資産	63
	合計	218
負債及び純資産の部	流動負債	619
	株主資本	△400
	資本金	30
	資本剰余金	70
	その他資本剰余金	70
	利益剰余金	△500
	その他利益剰余金	△500
	（うち当期純利益）	(18)
	合計	218

第17期決算公告

平成30年２月７日
東京都中央区京橋一丁目19番８号
株式会社アグリマート
代表取締役社長　田中　真仁
貸借対照表の要旨（平成29年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	790,723
	固定資産	23,168
	合計	813,892
負債及び純資産の部	流動負債	391,134
	固定負債	17,487
	株主資本	405,270
	資本金	50,000
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	342,770
	その他利益剰余金	342,770
	（うち当期純利益）	(77,750)
	合計	813,892